

神山町農業委員会

議 事 録

平成31年3月26日開催

神山町農業委員会議事録

平成31年3月26日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 中西 隆子	11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三
13番 田中 久博		

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（4人）

広野地区 一宮 美行 阿川地区 瀬戸 日出夫
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（2人）

鬼籠野地区 河野 一弥 神領地区 新宅 由行

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、農業委員の皆様は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の河野一弥さん、新宅由行さんは欠席となっています。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後2時10分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第7号 耕作放棄地に係る非農地判断について
- 日程第6 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長 「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。10番中西委員さん、11番加藤委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第4号について

議長「議案第4号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページ・4ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「議案第4号受付番号3番については●●●●委員が申請者となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規程に基づき、議事参与の制限があるので、当該審議開始から終了まで●●●●委員さんには退席をお願いいたします。」

(●●●●委員退席)

議長「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が山林、雑種地、宅地となっている7筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

5ページから11ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、12ページに位置図、13ページから16ページに公図を添付しております。●●●●の●●●●さん宅の周辺と西側と東側に位置しています。

17ページから19ページには現況写真を添付しております。20ページ21ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林、雑種地、住宅となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

22ページには始末書を添付しています。受付番号3番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の●●委員さんからの申請のため代わりに●●地区委員の4番森三千子委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森三千子委員「失礼します。それでは●●●●さんの案件について補足説明をいたします。●●●●●●●●の場所は昔●●のトンネルが有った所から山の中腹まで上がった所です。耕作をしておりましたが、約50年ほど前に耕作をやめ荒廃地となり、道も狭く、人も通ることもなく、山林化にいたっております。迷惑を掛けることもないと思われれます。続いて●●●●●●、●●は昭和45年頃ブロイラーの鶏舎を建築し飼育していましたが、現在は、やめています。●●●●●●は昭和40年に牛舎を建築し、飼育をしていましたが、その後やめ、現在は農業用倉庫として使用しています。周囲にも迷惑を掛けることはないと思われれます。続いて●●●●、●●

●は昔は梅とはっさくを栽培していましたが、道幅も狭く、周囲の竹や杉等が大きくなり30年ほど前に耕作をやめ、その後、杉を植林しています。周りも全く同じ状態になっておりますので迷惑を掛けることも無いと思われまます。ご審議の方をよろしく申し上げます。」

議長 「ありがとうございました。ただいま議案第4号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長 「質疑ありませんので、議案第4号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「異議がないので、議案第4号非農地証明願による許可申請について受付番号3番は原案のとおり決しました。

審議を終了しましたので、●●●●委員さんに戻って頂きます。」

(●●●●委員着席)

6. 議案第5号について

議長 「議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長 「議案書の23ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長 「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長 「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ田2筆を売買する案件です。

24・25ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、26ページに位置図、27ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●で譲受人●●さん宅の東側に位置しています。28ページは現況写真を添付しております。

29ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定です。経営面積は、田●, ●●●m²、畑●, ●●●m²で合計●, ●●●m²です。営農計画概要等についてですが、主に水稻、野菜、みかんを栽培し自家消費しています。取得した農地では水稻を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

30ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地は、田●●●m²、畑●●●m²、樹園地●●●m²です。借入地では、田●●●m²、畑●, ●●●m²です。

31ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は水稻、野菜、茶、みかんを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、田植機●台、バインダー●台、脱穀機●台、トラック●台です。住所地から申請地までの通作距離は●. ●kmです。

32ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、32ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●, ●●●m²で、今回本件で取得する●●●m²を併せて●, ●●●m²で神山町の下限面積1,000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

33ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号1番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「3月18日の午前中にこちらの現地を確認してまいりました。道路からのアクセスも非常によく整備もさせていきました。あと受け継がれる方の条件というか、農機具も充実しておりますので問題ないと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●さんから譲受人の●●●さんが畑を1筆、購入する案件です。

34ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、35ページに位置図、36ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●で譲受人●●●さん宅の北側に隣接しています。37・38ページは現況写真を添付しております。

39ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事しています。経営面積は、田●, ●●●㎡、畑●, ●●●. ●㎡で、合計●●, ●●●. ●㎡です。営農計画概要等についてですが、花木を栽培し、全量を販売しています。取得した農地でも花木を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

40ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地で田●, ●●●㎡、畑●, ●●●. ●㎡です。

41ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は米、花木を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、田植機●台、バインダー●台、トラック●台です。住所地から申請地までの通作距離は●. ●kmです。

42ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●●日、子●●日、子の妻●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、42ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地は●●, ●●●. ●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●●, ●●●. ●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

43ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号2番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の8番森昌槻さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森昌槻委員「今月の19日に阿部事務局と私で現地を確認してまいりました。この土地は●●●さんの家のすぐ裏の土地で今までは、すだちを植えていましたが管理者がいなくなって休耕地となっていたところ、隣の●●●さんがそこを譲り受けることとなったようです。●●●さんの自分の所有農地は完全に管理もされており、問題は無いと思います。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第5号受付番号1番・2番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号1番・2番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番・2番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第6号について

議長「議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の44ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さんで、畑を宅地に転用するものです。

46ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

47ページには位置図、48ページに公図を添付しています。申請地は●●●字●●●で、●●●●●●●●●●の東側に位置しています。

49・50ページに現況写真、51ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、実家の近所で給排水も容易に確保できるためです。3の転用計画の概要についてですが、造成後、木造平屋建て居宅を建築し、車2台分の駐車スペースを設け宅地として利用します。4と5については特にありません。

52・53ページに平面図、54・55ページに断面図、56ページに建物平面図を添付しております。

57ページから59ページは工事請負契約書、60・61ページに造成工事の見積書、62・63ページは●●●●の融資証明書及び残高証明書を添付しています。配偶者の資金も利用するため、64ページに配偶者の残高証明書、65ページに承諾書を添付しています。必要資金以上の資金を確保しており問題ありません。

受付番号1番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番佐々木委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「番号1番について説明します。15日に事務局の阿部さんと場所の確認に行きました。場所は●●●の旧道●●の東側で●●さんが自宅を建てたことです。周りの人には許可をもらっているようです。問題はないかと思われま。審査をよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号2番について事務局から説明をお願いいたします。」

議長「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さんで、畑を駐車場・庭に転用するものです。

66ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

67ページには位置図、68ページに公図を添付しています。申請地は●●●字●●●で、●●●●●●の南側に位置しています。

69ページに現況写真、70ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、自宅の隣地となっており自家用駐車場として利用したいと考えました。3の転用計画の概要についてですが、近所周辺に迷惑をかけること無く被害防除をいたします。4と5については特にありません。

71ページに現況平面図、72ページに計画平面図、73ページに断面図を添付しております。

74ページは●●●の残高証明書で、必要資金以上の自己資金を確保しており問題ありません。

75ページには、国道の道路工事施工承認申請書の写しを添付しています。受付番号2番の説明は以上です。」

ています。

受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の6番田中一重委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中一重委員「番号4番の●●さんの件について説明いたします。場所については、●●●に入っていた●●●という場所でございます。●●さんは現在●●●に住んでおります。それで実家の方は、移住者に貸しております。●●さんの血縁関係者はいません。畑等が荒れておりまして、どうにかしてくれと言われて弱っていたようですが、この太陽光発電を行っております会社から土地を貸してほしいということで貸して太陽光発電をするようです。貸す期間は21年、非常に長い期間でございます。会社の内容等見てみましたら問題はないかと思われまますのでよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第6号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第6号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号1番2番3番4番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第7号について

議長「議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書146ページをお願いします。」

(議案朗読)

説明をいたします。耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するかどうかの判断については、昨年度に引き続きまして行うものでございます。

今回は、●●字●●を行うもので、宅地周辺の畑を除く全てが山林となっているものでございます。

147ページに今回非農地判断をする箇所の筆数と面積を添付しています。

●●字●● ●●●筆 ●●, ●●●. ●●m²です。

148ページには字きりの航空写真、149ページに該当地域の位置を示した地図を添付しています。150ページには大まかなところの位置図の航空写真、151ページから155ページには一覧表を添付しています。以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「2月20日に事務局の阿部さんと非農地判断のために●●●へ行きました。●●●へ行って地図を広げて確認しているときに前農業委員の●●さんと出会いました。●●の現状とかアドバイスを頂きました。歩けるところは全て歩きました。何回も車から出たり入ったりして確認しました。全て山林化しております。周りも山林化しております。何も問題ないかと思われます。よろしく申し上げます。」

議長「ただいま議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第7号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

9. 議案第8号について

議長「議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明を

お願いいたします。」

局長「議案書156ページをお願いします。（議案内容を朗読）
議案書の157ページをお願いします。

（内容について朗読）

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号27・31について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況は軽自動車●台、草刈機●台、チェーンソー●台です。

番号28について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、運搬機●台、動噴●台、草刈機●台です。

番号29について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、耕耘機●台、コンバイン●台、ハーベスタ●台、軽トラ●台、草刈機●台、動噴●台です。

番号30について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、バックホー●台、貨物自動車●台です。

番号32について説明をいたします。借人の●●●●●●●●●●の構成員は●名で●名で農業に従事します。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具は軽トラ●台、動噴●台、チップパー●台、草刈機●台を取得予定です。

説明は以上です。

議長

「議案第8号について、ご質疑ありませんか。」

（質疑なしの声）

議長

「質疑ありませんので、議案第8号の番号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

（異議なしの声）

議長「質疑がないようでありますので、議案第8号について原案どおり決するに異

議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第 8 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 3 時 8 分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

10番委員

11番委員